

第2節 シンポジウム「裁判員裁判の体験」

長尾佳織

はじめに

2010年10月23日に弘前大学で、裁判員裁判の実施から1年余りが経過した今、市民の視点から、裁判員裁判の実情を、何らかの関与した体験にもとづいて探るといふ趣旨のもと、「裁判員裁判の体験」というシンポジウムが開かれました。

元裁判官で弁護士の青木孝之先生のお話や、裁判員裁判経験者の皆さんのお話をもとに、このシンポジウムについて報告します。

1. 青木孝之先生の講演「裁判員裁判はわれわれに何をもたらすのか」

(1) はじめに

青木先生は大阪市出身で京都大学卒業後、司法試験に合格し、裁判官として福岡地裁、名古屋家裁などに勤務されていました。その後裁判官を任期満了の10年間で退官し、現在駿河台大学法科大学院の教授をされながら、東京弁護士会に登録し、弁護士としても活躍されています。

裁判員裁判については相対的・政策的賛成の立場であるとおっしゃっており、青木先生が実際に第1号事件¹を傍聴して感じられたことを次のように述べられています。

(2) 傍聴席からみた第1号事件

・警備と報道のあり方

警備体制については、入念なボディチェックが出入りのたびに行われるなどものものしい警備であったが、全国が注目する第1号事件であり、事柄の性質上やむを得ない、と述べられています。

報道体制については、マスメディアが法廷内で起こったことを忠実に再現するために人海戦術²を採り、人の出入りが激しく、裁判の主演であり名宛人の被告人が落ち着いて審理を受けられたのかどうか疑問が残ったと述べられています。

・裁判員の補充尋問

第1号事件では主尋問、反対尋問が終わった後、裁判長による10分間の休延が宣言され、裁判の流れが途切れる、肩透かしだ、という意見も挙げられていました。そのことについて青木先生は、おそらく審理の中身についていっただけで精一杯の裁判員にいきなりの尋問を期待するのは無理であり、いったん休憩をとり、証言内容や疑問点を整理・確認したうえで気になることがあれば証人に尋ねる、という段階を踏むことがこの第1号事件には不可欠だったと思うと述べられています。

¹ 2009年8月3日から6日に東京地方裁判所104号法廷において審理・判決された殺人被告事件

² 多数の人員を次々に繰り出すことによって物事を成し遂げようとするやり方（広辞苑）

・遺族の存在のインパクト

第1号事件では被害者の長男が情状証人として証言し、二男が被害者等意見陳述制度（刑法292条の2）により心情を述べ、さらに長男が被害者等参加制度を通じ弁論としての意見を陳述しました（同法316条の38）。これについて青木先生は、手続きの要所で被害者の遺族が登場することは、審理に独特の重みと緊張感を与えたと述べられています。

裁判員制度は訴追、弁護、裁判の3面構造それぞれに一般市民が存在することで、国家が刑罰権を独占・行使する近代主権国家の仕組みを先祖がえりさせ、人が人に刑罰を科すとはどういうことかを改めて考えさせる契機を内包しているのかもしれないとも述べられています。

・弁護活動は失敗したのか？

第1号事件では、懲役16年の求刑に対して15年の判決という従来の感覚からすると厳しい結果が出たことから、弁護方針に多少問題があったのではないかという声もあがっていました。しかし青木先生は、弁護人の法廷技術自体は立派なものであったと述べられています。満額に近い判決が出たのには幾つかの要因が重なっているが、特に被告人質問の内容について、他人事のように淡々と事件について語り、自分の都合を述べる被告人に対し、裁判員たちが冷ややかな眼を向けていたように感じたことと述べられています。

(3) 裁判員裁判施行1年余を経過して

青木先生はまず、遠隔地、地縁・血縁などの参加阻害要因について、人口が少なく誰が事件に関係しているかや、誰が裁判員に選ばれたなどが分かってしまうような地域では、周りの目を気にして参加を躊躇する可能性もあるとおっしゃっていました。その反面東京などの都市部ではそのような参加阻害要因については問題であるという実感はないとおっしゃっていました。

また、刑罰執行の実態に関する情報開示について、実際に事件に関わった裁判員の中には裁判のその後を知りたいという人もいれば、もう自分が関わった事件について知りたくないという人もいるため難しいとおっしゃっていました。

更生可能性・予後重視の傾向については、今までの法曹の考えを見直す契機になったのではないかと述べられていました。裁判員裁判で求刑についての考えに変化が出ることは良いことだと感じたそうです。

裁判員の負担については、審理の長さや守秘義務など、やはり軽いものではないと述べられ、評議室は地獄の釜の中という表現もされていました。

(4) 裁判員裁判がもたらすもの

青木先生は裁判員裁判がもたらすものとして、期待を込めて、「罪と罰に関する深い考察、それは、必ずやわれわれの社会の足腰を強く、まなざしを優しくしてくれる。」

「まともな自分たちと、非道な彼ら・彼女ら（被疑者、被告人）、あるいは気の毒な彼ら・彼女ら（被害者）という図式からの脱却。」

という表現をしていらっしゃいました。

プロ同士のごまかしができなくなるという意味で、ローク・リード教授³の、裁判員裁判は「レストランの調理場に客を入れたようなもの」という言葉も紹介してくださいました。

2. 弘前大学教員による報告

(1) 平野潔先生「青森県の裁判員裁判と学生傍聴活動」

報告が行われた2010年10月23日現在、青森県では12号事件まで終了しており、そのすべてが有罪の判決となっています。裁判員裁判による量刑の相場の変動については、従来の裁判が「求刑の八掛け」であり、この青森県の12例の平均を求めると従来の裁判と変わらず「求刑の八掛け」という結果になりました。また、性犯罪については4件中2件で求刑通りの判決が出たことから厳罰化傾向にあるといえます。さらに裁判員の質問などから被告人の更生基盤への強い関心があるということもうかがえたそうです。実際仕事をしている人よりも無職の人の再犯率が5倍近く高いともいわれているようで、そういった観点からも被告人が仕事をして社会復帰することに関心が高くなっているのではないかということがいえます。

学生による裁判員裁判傍聴について、傍聴による参加意識の変化は、参加してみたいというポジティブな変化よりも参加しにくくなったというネガティブな変化のほうが大きかったという結果が出ました。その理由は、実際に裁判を体験して「人を裁くこと」の責任の重さや、量刑の判断の難しさ、情に流されないかどうかという点にあるといえます。

裁判員裁判傍聴の意義として、実際に裁判員になったときにどのようにすればいいのか、どのように質問すればいいのかという不安を解消できる、そのために生の裁判を体験してみるべきと述べられていました。

(2) 宮崎秀一先生「中学・高校生から見た裁判員裁判～模擬裁判教室を通じて～」

宮崎先生は教育学部の「教育力向上プロジェクト」(＝通称「ラボバス・プロジェクト」)の「模擬裁判員裁判体験による法教育入門」について報告してくださいました。

このプロジェクトのねらいは、中学校社会科および高等学校公民科(現代社会、政治経済)における法に関する教育・学習を現実の裁判制度に即して展開することにより、知識面での習得のとどまらず、法の在り方を考える主体的態度と実際生活の中で活用する技術をも体得する、というもので、裁判員制度を踏まえ、生徒自身が刑事裁判の当事者を演じるロールプレイの手法を用いて法の適用の実際を体験的に理解する授業を展開しています。

模擬裁判教室は青森市・弘前市・八戸市・むつ市などの中学校や高校で実施され、あらかじめ用意されたシナリオに沿って有罪・無罪、有罪の場合の量刑、執行猶予の有無について裁判官と裁判員の評議・評決により生徒自身に判決を出させるという方法で行われています。模擬裁判の前後に、弁護士または大学教員が、近年の司法制度改革の概要と関連付けて法学習の意義を説くということも行われています。

³ アメリカの刑事弁護士であり、『アメリカの刑事手続』などの著書がある。

(3) 飯考行先生「裁判員を『よい経験』と感じるのはなぜか—弘前市民の裁判員裁判に対する見方を交えて」

最高裁判所の調査などで、裁判員に選ばれる前の気持ちはあまり参加したくなかった・参加したくなかったという意見が半数を超えていましたが、裁判員として裁判に参加した感想では非常に良い経験・良い経験と感じたという意見が9割を超えているという結果が出ています。裁判に参加して心理的な負担やストレスを感じたという人も半数を超える中良い経験と感じる理由は、普段はできない経験であること、成し遂げた達成感、参加した裁判の理解のしやすさ、などがあげられます。

また、2010年9月20日に行われた裁判員経験者交流会について、参加した経験者の感想として「他事件ではあっても同じ裁判員を経験した人と今回同じ場で語らうことで、気持ちが楽になった」、「裁判員たちは、例えて言えば山で一緒に遭難した者同士のような感情があり、いわば戦友と会いたい、という想いがある」など、裁判が終わってからの裁判員経験者同士の交流を求めている人が多いということを報告してくださいました。

3. 裁判員経験者との座談会

今回のシンポジウムの最後に、裁判員経験者の澁谷さん、山本さん、山口さん、講演をしてくださった青木孝之先生、弁護士の猪原健先生、弘前大学4年の朴愛美さんがパネリスト、飯考行先生がコーディネーターとなり座談会が行われました（座談会の模様は別紙参照）。主に裁判員経験者の皆さんに対する質問とその回答について報告したいと思います。

・裁判員に選ばれるまでと選ばれてからの気持ち

知識も少なく分からないことが多くて、やりたくないという気持ちのほうが強かった、自分に関係ないと思っていたなど、経験者の3名とも選ばれる前まではあまり裁判員裁判に積極的ではなかったということでした。しかし選ばれた後の気持ちについては選ばれたらもう気持ちを固めるしかない、決まった以上はやるしかないなど、覚悟を決めるしかないという気持ちだったとおっしゃっていました。

・裁判での質問について

山口さんは、プロが3人もいるし疑問に思うことがあまりなく、質問ではなく被告人に伝えたいメッセージのほうがあったと答えてくださいました。それに対して青木先生は、人によっては説教を好んでする人もいる、裁判員が伝えることは検察官や弁護士が言うより説得力があり、質問に限らず被告人に伝えたいことを述べてもいいのではないかとおっしゃっていました。

・守秘義務について

守秘義務で言えなくて苦しいこともあるが、逆に言わなくていいんだと楽に感じることもあったという意見や、どこまでが守秘義務なのかかわからないという意見があげられました。それについて青木先生は、守秘義務に基準がないのはおかしいのではないかと、常識の範囲という曖昧な基準ではなく何らかの明確な基準を作るなどの対応・対策が必要なので

はないか、とおっしゃっていました。

・裁判員同士の交流について

経験者の3名ともが自分と同じ事件に関わった人たちとまた会いたいと思う、とおっしゃっていました。山本さんは、自分と同じ事件に関わった人とは会いたいが、逆に自分の関わった事件でいっぱいばいで、他の事件に関わった人の話を聞くのは重過ぎるかもしれないという意見も述べられていました。

・裁判員裁判を経験しての犯罪者への考えの変化について

経験者の3名とも変わったと述べられていました。犯罪者の生い立ちやどうして犯罪をしてしまったのかまで考えるようになったという意見や、犯罪は遠いものではなく、誰もが持つ負の感情の延長で起こりうる身近なものであると感じたという意見があげられました。

・裁判が終わった後の心の負担について

澁谷さんは、負担はあるがそれがあるからこそ深く考えることができる、とおっしゃっており、またその負担を軽くするために同じ事件に関わった仲間に出会えばいいのではないかと述べられていました。経験者の3名とも負担は感じていたそうですが、単にマイナスではないということをおっしゃっていました。

・弁護士側として裁判員裁判で気をつけていること

猪原先生は、モニター・紙など視覚に訴えるものを使うことや、手錠をしていない姿を見せることで無罪推定をアピールするなどがあるとおっしゃっていました。被告人の反省を理解してもらうようにできるだけアピールすることも重要であると述べられています。

4. おわりに

今回このシンポジウムに参加して、青木先生の講演や裁判員経験者のみなさんとの座談会など、大変貴重なお話を聞くことができました。様々な立場からの裁判員裁判に対する意見や感想を聞くことができ、今までよりも裁判員裁判についての理解を深められたのではないかと思います。裁判員裁判について自分なりに思っていたことと、実際経験した方の感想に違いがあったり、初めて知るようなこともあり、このシンポジウムに参加したことはとても良い経験になったと思います。

もし自分が裁判員に選ばれる時がきたら、今回のみなさんのお話を踏まえ、参加してみたいと思いました。また、裁判員経験者同士のネットワークが求められていることから、これから増えていけば、裁判員裁判への理解も深まり、よりよい裁判員裁判へつながるのではないかと思います。

最後になりましたが、大変お忙しいなか講演をしてくださった青木孝之先生、座談会に参加してくださった猪原健先生、裁判員経験者のみなさま、本当にありがとうございました。

参考文献・URL

青木孝之「傍聴席からみた第1号事件」法学セミナー660号（2009）

最高裁判所 HP <http://www.courts.go.jp/>

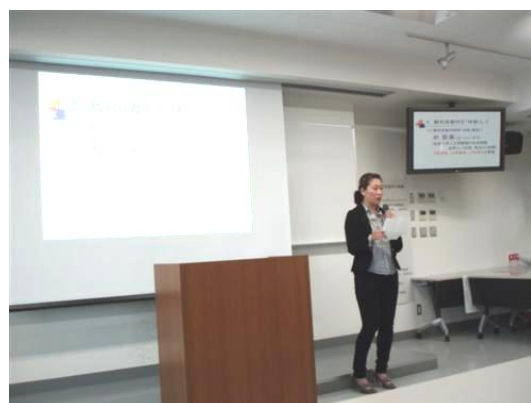
裁判員経験者ネットワーク HP <http://saibanin-keiken.net/>



青木孝之教授・元裁判官のご講演



宮崎教授のご報告



朴さんの裁判員裁判傍聴体験談



裁判員経験者、青木教授、猪原弁護士、朴さんを交えた座談会